

探 択 二〇〇三年一月十六日(安保理第四四四回会 合)

安全保障理事会は、

同理事会の二〇〇三年五月二三日の決議一四八三号(二〇〇三)および二〇〇三年八月四日の決議一五〇二号(二〇〇三)を含むイラクに関する従前の決議、二〇〇一年九月八日の決議一三七三号(二〇〇一)を含むテロ行為に起因する平和と安全に対する脅威に関する従前の決議ならびにその他の関連する決議を再確認し、イラクの主権はイラク国にあることを強調し、自由から自らの政治的将来を決定し自らの天然資源を管理するイラク国民の権利を再確認し、イラク人が自らを統治する日が速やかに来なければならないという決意を繰り返し、この過程を迅速に進展させるに際して、国際的な支援、とくに地域の間、イラクの近隣諸国および地域組織による支援の重要性を認識し、

安定と安全の状態の回復のための国際的な支援がイラク国民の福利およびすべての関係者によるイラク国民のための作業の遂行能力にとって不可欠であることを認識し、この点で決議一四八三号(二〇〇三)に基づき加盟国の貢献を歓迎し、イラク国民の願望を具体化する憲法起草の制憲議会の準備のため憲法準備委員会を組織するというイラク統治評議会の決定を歓迎し、この過程を速やかに完了するよう要請し、

二〇〇三年八月七日のヨルダン大使館(二〇〇三年八月九日のバグダッドの国際連合本部、二〇〇三年八月九日のナジャフのイマーム・アリー・モスク、および二〇〇三年一月四日のトルコ大使館に対するテロリストによる爆弾使用、ならびに二〇〇三年一月九日のスペイン外交官の殺害は、イラク国民、国際連合および国際共同体に対する攻撃であることを確認し、二〇〇三年九月二五日に死亡したアキール・アル・ハシミ博士の暗殺をイラクの将来に対して向けられた攻撃として遺憾に思い、それとの関連で、二〇〇三年八月二〇日の議長声明(S/PR S

T/二〇〇三/一三)および二〇〇三年八月二六日の決議一五〇二号(二〇〇三)を想起し、かつ、再確認し、イラクの状況は、改善されたものの、引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

- 1 イラクの主権および領土保全を再確認し、それとの関連で、決議一四八三号(二〇〇三)において認められ、規定されている、関係国際法の下での連合暫定施政当局(当局)の具体的責任、権限および義務の行使は、とくに後記4から7までおよび10で定められる措置を通じて、イラク国民によって樹立される国際的に承認された代表政府がその任に就き、当局の責任を引き受けるときに終了する暫定的な性格のものであることを強調する。
- 2 イラク国民を広く代表する統治評議会の設立に対する、アラブ連盟、イスラム会議機構、国際連合憲法および国際連合教育科学文化機関などの場における国際共同体の肯定的な反応を、国際的に承認された代表政府に向けた重要な一歩として歓迎する。
- 3 閣僚および憲法準備委員会の任命を含め、イラク国民が自らの問題を漸進的に管理する過程を主導するために、イラク国民を結束する統治評議会の努力を支持する。
- 4 統治評議会およびその閣僚は、イラク暫定行政機構の主要な機関であり、国際的に承認された代表政府が樹立されて当局の責任を引き受けるまでの移行期間において、同機構がイラクの国家の主権を体现するものではない。
- 5 イラクの施政は、イラク暫定行政機構の発展組織に漸次引き継がれるべきことを確認する。
- 6 このことに関連して、当局に対して、統治の責任および権限ができる限り速やかにイラク国民に返還することを求め、また、統治評議会および事務総長と適切に協力して、達成された進展について理事会に報告するよう要請する。
- 7 統治評議会に対して、当局および状況が許す場合には事務総長特別代表と協力して、イラクの新憲法の起草および同憲法の下での民主的選挙の実施のための日程表および計画を二〇〇三年一月二五日までに、その検討のため、安全保障理事会に提出するよう求める。
- 8 国際連合は、事務総長、事務総長特別代表および国際連合イラク支援団を通じて行動することにより、人道の救援を提供すること、イラクの経済再建および持続的開発の条件整備を促進すること、ならびに代表政府のための国家制度および地方制度を回復および再設立する努力を推進すること等により、イラクにおける国際連合の重要な役割を推進すべきことを決意する。
- 9 事務総長に対して、状況が許す場合には、二〇〇三年七月一日の事務総長報告(S/二〇〇三/七二五)の98および99に示された行動方針を重申することを要請する。
- 10 制憲議会を開発するための統治評議会の意図に留意し、同議会の召集が主権の完全な行使への動きにおける一里塚となることを認識し、国民対話や合意形成を通じてその準備をできる限り速やかに行うことを求め、また、状況が許す場合には、同会議の召集の時点において、また事務総長特別代表は、選挙手続の設立を含む政治移行過程において国際連合の比類のない専門知識をイラク国民に与えることを要請する。
- 11 事務総長に対して、イラク統治評議会に要請された場合、国際連合および国際組織の資源の利用が可能となることを確保すること、また状況が許す場合には、前記7において統治評議会によって提出された計画の推進を支援することを要請するとともに、この分野において専門知識を有する他の組織に対して、要請された場合、イラク統治評議会を支援するよう奨励する。
- 12 事務総長に対して、この決議の下での自らの責務、ならびに前記7に基づき、報告および計画の進展および実施について安全保障理事会に報告するよう要請する。
- 13 安全と安定を提供することが、前記7において定められている政治過程を成功裡に完了することならびに国際連合がその過程および決議一四八三号(二〇〇三)の実施に効果的に貢献できるようにイラクのために不可欠であると認定し、また、統合された司令下の多国籍軍に対して、日程表および計画の実施のために必要な条件を確保する目的をもを含め、イラクにおける安全と安定の維持に貢献するため、また、国際連合イラク支援団イラク統治評議会およびイラク暫定行政機構の他の機関ならびに主要な人道、経済施設の安全に貢献するため、あらゆる必要な措置をとる権限を与える。



14 加盟国に対して、前記13にいう多国籍軍に対して、軍隊を含

む支援を国際連合のこの任務の下に提供するよう求める。

15 理事会は、この決議の採択の日から一年以内に、前記13にいう多国籍軍の要件および任務を再検討し、いずれの場合においても、前記4から7までおよび10で述べられている政治過程の完了により多国籍軍の任務を終了することを決定し、また、その際、国際的に承認されたイラク代表政府の見解を考慮に入れつつ、多国籍軍の継続に関する将来の必要性についても考慮する準備があることを表明する。

16 決議一四八三号(二〇〇三)の4に従い、法、秩序および安全を維持し、テロリズムと闘う実効的なイラク警察および治安部隊を設立することの重要性を強調し、加盟国ならびに国際組織および地域組織に対して、イラク警察および治安部隊の訓練および装備に貢献するよう求める。

17 イラク国民、国際連合およびその要員の家族、ならびにこれらの悲劇的な攻撃により殺害された無実の人々が被った人的損失に対して、深甚なる同情と弔意を表明する。

18 二〇〇三年八月七日のヨルダン大使館、二〇〇三年八月九日のバグダッドの国際連合本部、二〇〇三年八月二十九日のナジャフのイマーム・アリー・モスク、および二〇〇三年一月四日のトルコ大使館に対するテロリストによる爆弾使用、二〇〇三年一月九日のスペイン外交官の殺害、ならびに二〇〇三年九月二五日に死亡したアキアラ・アル・ハシミ博士の暗殺を明確に非難するとともに、責任者は法の裁きを受けなければならないことを強調する。

19 加盟国に対して、イラクへのテロリストの移動、テロリストのための武器およびテロリストを支援するための資金供与を防止するよう求め、この地域の国家、とくにイラクの近隣諸国の協力を強化することの重要性を強調する。

20 加盟国および国際金融機関に対して、経済の復興および開発においてイラク国民を支援する努力を強化するよう訴え、それらの機関に対して、統治評議会および適切なイラクの省庁と協力して、幅広い融資その他の財政援助をイラクに供与するために直ちに措置をとるよう求める。

21 加盟国ならびに国際組織および地域組織に対して、二〇〇三年一月二日から二四日のマドリッドでの国際支援国会議に

おける実質的な支援表明を含め、二〇〇三年六月二四日の国際連合技術協議において開始されたイラク復興努力を支援するよう求める。

22 加盟国および関係機関に対して、イラクの経済基盤の復旧および復興に必要な資源を供与することにより、イラク国民の必要性を満たすことを支援するよう求める。

23 決議一四八三号(二〇〇三)の12にいう国際諮問監視理事会(IAMB)が優先して設立されるべきこと(第9段)を強調し、イラク開発基金が決議一四八三号(二〇〇三)の14に示された透明性のある方法で用いられなければならない(第10段)ことを繰り返し表明する。

24 すべての加盟国に対して、決議一四八三号(二〇〇三)の19および23に基づく義務とくに、イラク国民の利益のために、イラク開発基金に資金その他の金融資産および経済資源を即時に移管する義務について注意を喚起する。

25 米国に対して、前記13で定められる多国籍軍を代表して、適切に、かつ、六箇月毎を上回る頻度で、同軍の取組および進展について安全保障理事会に報告するよう要請する。

26 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

